

開催権譲渡規程

施行日：令和4年9月30日

第1条 〔趣 旨〕

本規程は、Vリーグ機構規約第22条に基づき、公式試合の開催権（主管権と同義、以下同じ）の譲渡について定める。

第2条 〔公式試合の主管〕

- (1) 一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）が主催する大会は、すべてVリーグ機構が主管（その責任と費用負担において試合を実施・運営すること、以下同じ）する。
- (2) Vリーグ機構は、特別な事情がない限り、公式試合の開催権を参加チームに譲渡（費用負担を含む条件付きで権利を移転すること、以下同じ）する。その他の試合はVリーグ機構が直轄大会として運営する。
- (3) Vリーグ機構は、常務会の承認を得て直轄大会の開催権を、JVAおよびJVAに所属する都道府県バレーボール協会に委譲（無条件で権利を移転すること、以下同じ）または譲渡することができる。

第3条 〔開催権の再譲渡ならびに業務委託〕

- (1) Vリーグ機構規約第23条に基づき、Vリーグ機構より開催権の委譲または譲渡を受けたチームは、当該開催権を都道府県バレーボール協会に再譲渡することができる。
- (2) Vリーグ機構、ならびにVリーグ機構規約第22条2項および3項の規程に基づき、開催権の委譲または譲渡を受けたチームおよび都道府県バレーボール協会は、大会運営業務を外部団体（イベント会社等）に業務委託することができる。
- (3) チームが開催権を再譲渡、または業務委託を行う場合の手続きは、本規程第8条に定める。
- (4) チームは、開催権を再譲渡した場合においても、Vリーグ機構規約に定めるチームの義務を免れるものではない。

第4条 〔主管者の責任〕

- (1) 公式試合の開催権譲渡を受けた主管者は、観戦者、選手、監督、コーチ、ドクター、トレーナーなどのチーム関係者、審判員および運営関係者の安全を確保する義務を負う。
- (2) 公式試合の開催権譲渡を受けた主管者は、Vリーグ機構規約および諸規程に基づき開催しなければならない。

第5条 〔開催権譲渡金〕

譲渡金額の決定については、Vリーグ機構規約第40条に定める。

第6条 〔主管者の権利および経費負担〕

開催権の譲渡を受けた主管者の権利及び負担する経費については、別紙1に定める。
ただし、運営マニュアルに別途定めがある場合はそれに従う。

第7条 〔共催・後援〕

開催権の譲渡を受けるチーム、または開催権の譲渡もしくは再譲渡を受ける都道府県バレーボール協会は、Vリーグ機構の事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合もしくは再譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第8条 〔開催権再譲渡の手続き〕

開催権を再譲渡しようとするチームは、開催申込書を、原則として大会開幕日の2か月前までに、Vリーグ機構に対し申請し、承認を得なければならない。

第9条 〔公衆送信権および送信可能化権〕

公式大会の公衆送信権および送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信または送信可能化を行う権利を含む）は、すべてVリーグ機構に帰属する。

第10条 〔試合の運営〕

公式試合の運営については、Vリーグ機構規約および諸規程の定めるところによる。

第11条 〔改正〕

本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

第12条 〔施行〕

本規程は、令和3年7月21日から施行する。

<改訂履歴>

令和4年9月30日 令和4年9月30日の理事会にて、別紙1の「(2) 主管者が行使できる権利」のうち「大会毎の協賛に関する権利」の④に、「主審側サイド看板」の詳細を追記し、「フロア広告」と「ベンチ広告」を追加した。

別紙1

(1) 主管者の経費負担

主管者の経費負担は、Vリーグ機構規約第41条に定める通りとする。開催権を委譲または譲渡した場合は、委譲または譲渡先との契約に基づく。

(2) 主管者が行使できる権利

・施設の借用に伴い獲得した権利

- ① 飲食やグッズ等の販売等
- ② 入場料や入場券に関する権利

Vリーグ機構が協賛の各種契約に基づきブースの出展を依頼した場合、チームはこれに無償で協力する。

施設の借用に伴い獲得した権利に基づき、チームが入館コントロールを行う場合でも、Vリーグ派遣役員等のADコントロールは、運営マニュアルの記載に則る。

・大会毎の協賛に関する権利

- ① 大会名またはセット名に関するネーミングライツ
- ② 広報およびプロモーション活動に関する範囲
(マッチデープログラムや無償配布グッズを含む)
- ③ 会場施設のうち、アリーナグリーンフェンス以内を除くエリア
- ④ アリーナグリーンフェンス以内のエリア権益のうち、下記に該当するもの

・エンド側看板(表裏面)

・主審側サイド看板

DIVISION1(以下、「V1」という):裏面

DIVISION2およびDIVISION3(以下、「V2およびV3」という):

表裏面のうち、中央部の横幅1,800mm×2を除く部分。当該中央部についてVリーグ機構が権利を行使しない場合、Vリーグ機構はチームへ通知しチームの活用を認める。

・ボールリトリバーおよびモップの衣服

・モップへの広告掲出

・勝利者インタビューバックボード(リーグスポンサー分と併せて掲出)

・VOMに対する製品提供や、イベント実施に関する範囲

・フロア広告

V1:エンドライン後方エリアおよび四隅

V2およびV3:掲出箇所不問

・ベンチ広告(椅子部分。ベンチ前エリア等は対象外)

上記以外の権利は、Vリーグ機構が留保する。